

広島県告示第五百七十六号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）別表第四の規定により、野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲を次のように定め、平成十四年広島県告示第六百七十三号（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による野呂山公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲の設定）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区	分	単	位	利用料金の範囲
シャワー		三分につき		一三〇円以内